

## 第2部 具体的施策

### 1. 日本新生プラン具体化等のための施策

#### 1. IT革命の飛躍的推進のための施策

##### (1) E-JAPAN構想の推進

IT革命の飛躍的推進は、21世紀という時代に合った豊かな国民生活の実現と我が国の競争力の強化を実現するための鍵であり、日本新生の最も重要な柱である。このため、IT革命の飛躍的推進を目指して、明確な国家戦略を打ち立て、官民一体となって迅速かつ集中的に必要な施策を実施していくための基本的な枠組みとなる法律案（「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案」）を今国会に提出したところであり、その早期成立を期する。また、年内に、IT国家戦略（E-JAPAN構想）を取りまとめる。

IT革命の推進のためには、その基本戦略として、ハードウェアである施設、ソフトウェアである技能、そして中味たるコンテンツの三本柱を同時並行的にかつ飛躍的に拡大発展させることが重要である。このため、以下のとおり、三本柱のそれぞれについての緊急の課題に対応した施策を講じる。

##### (2) IT社会の基盤となる制度、施設の整備、技術開発の推進

###### ①制度改革

- ・技術革新を伴う市場環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるような新たな競争環境を整備することを通じて、電気通信事業の効率化、合理化を進め、インターネットを中心とする低廉、高速、安全な通信サービスへのニーズに的確に対応できるようにすることが重要である。こうした観点から、通信と放送の融合の進展に伴う技術的、制度的な諸課題への対応方策、電気通信事業における競争政策の在り方等について、IT戦略本部・会議、電気通信審議会等で議論が行われているところである。これらの諸課題について、法令の改正等を含めた検討を行い、できるだけ早期に結論を得て必要な措置を講じる。
- ・個人情報保護に関する基本法制について、次期通常国会への提出を目指し、立案作業を進める。
- ・地域アクセス市場における競争条件の整備の観点から、NTT局舎の開放、工事期

間・料金の明確化等 DSL<sup>1</sup> サービスに必要な設備の設置の容易化を推進するとともに、年内を目途に NTT の光ファイバー網の開放ルールの設定を進める。

- ・線路の敷設に係る許可手続のワンストップ化について検討するとともに、電柱・管路の開放及び道路、河川、下水道等の施設管理用光ファイバーの収容空間の共同利用の推進を図る。

## ②施設の整備

- ・地域における行政庁舎、学校、駅、商店街等の施設を幅広く超高速ネットワークで結ぶ地域イントラネット基盤整備事業、約 8 千ヶ所の公民館、図書館等におけるパソコン等の IT 学習環境の整備等を通じ、全国 1 万数千ヶ所に十数万台のネットワーク端末からなる地域情報ネットワーク等を整備し、公衆インターネット拠点の設置等を推進する。
- ・国公立大学等を接続している学術情報ネットワーク (SINET)<sup>2</sup> の高速化、高度化を図る最速 10 ギガビットのスーパー SINET の構築に向け、学内 LAN をギガビットレベルの超高速システムとして整備する。
- ・約 1000 校以上の学校を光ファイバー等の高速アクセス回線でインターネット接続し、既に接続済の学校とあわせ、教育方法等の研究開発を推進する。(前述の地域イントラネット基盤整備事業における約 1000 校、既に高速通信網に接続されている全国約 2000 校とあわせて約 4000 校の学校が高速通信網に接続されることになる。)
- ・校内 LAN については、平成 16 年度までに大規模校等約 8000 校を整備する目標を約 2 年程度前倒しする。
- ・5 年後には我が国を情報通信の最先端国家にすべく、民間主導の下、加入者系光ファイバー網の全国整備の実現を目指して、事業者への支援を行うとともに、DSL、ケーブルテレビ等の普及のための政策支援を行う。また、道路、河川、下水道等の施設管理用光ファイバー収容空間の積極的な整備を進める。
- ・放送のデジタル化を推進する。

## ③技術開発の推進

- ・「平成 17 年度までに、全ての国民が、場所を問わず、超高速のインターネットを自由自在に活用して、自分の望む情報の入手・処理・発信を安全・迅速・確実に

<sup>1</sup> デジタル加入者線 (電話用のメタリックケーブルに専用モデムを設置することにより、高速のデジタルデータ伝送を可能とする方式の総称、Digital Subscriber Line の略)

<sup>2</sup> Science Information Network の略

行えるインターネットとコンピューティング環境を創造する」とするIT21（情報通信技術21世紀計画）の推進プロジェクト（ミレニアム・プロジェクト）の実施を加速化し、産官学の適切な役割分担及び連携のもとに、IPv6<sup>3</sup>への対応に向けた情報家電インターネット技術に関する研究開発、スーパーインターネット<sup>4</sup>の研究開発、材料ナノテクノロジー<sup>5</sup>を応用したITデバイス<sup>6</sup>の開発、半導体デバイスプロセス<sup>7</sup>技術開発、セキュリティ関連技術開発等を行い、その成果を活用する。

- ・ギガビットネットワークの拡充・強化、ペタビット<sup>8</sup>通信技術の研究を促進する。
- ・高齢者、障害者等に使いやすいIT技術開発を推進するとともに、ITS<sup>9</sup>関連の技術開発等を推進する。

### （3）IT普及国民運動の展開を通じたIT利用技能の向上策

（2）②で述べた学校の情報関連施設、公共施設、公衆インターネット拠点等を積極的に活用し、以下のIT利用技能の向上策を講じる。

- ・IT及びIT社会を巡る状況が急激に変化することにかんがみ、IT基礎技能の出来る限り早期の普及を図る観点から、地方公共団体が、地域の実情に応じて、学校、公民館、図書館、地方公共団体の庁舎及び施設、その他民間の施設等を利用して行うIT基礎技能講習において、国民の自発的な参加、地方公共団体の創意工夫、機動的かつ円滑な講習の供給等により、約550万人程度の者が受講できるよう、政府としても、特例的に、事業の円滑な実施に向けて支援を行う。
- ・IT化に対応した職業能力開発施策として、ITに係る公共職業訓練の拡充等を図る。中小企業者、農業従事者等のIT活用を促進するため、セミナー、研修、アドバイス人材の育成等を行う。また、消費生活センターにおいて消費者向けIT利用講習会等を行う。これらの施策により、約150万人に対しITの技能習得の機会を提供

<sup>3</sup> 次世代型IP（インターネット上で通信を行うための規約）（現在のバージョン4のアドレス数が約43億個であるのに対し、バージョン6は、この4乗倍程度のアドレス領域を有することが最大の違い、Internet Protocol version 6の略）

<sup>4</sup> ICカード、メモリ、CPU等、身の回りのあらゆる機器がネットワークに接続される段階のインターネット

<sup>5</sup> 物質を原子分子レベル（ $10^{-9}\text{m}$ ）で制御することで、特性向上や新機能発現を図る材料創製技術

<sup>6</sup> ナノサイズ（ $10^{-9}\text{m}$ ）に特有な電気的効果等を利用した情報技術用の電子素子

<sup>7</sup> 極微細な電子回路を半導体シリコン基板上に形成する半導体集積回路の製造工程

<sup>8</sup> 通信システムの容量の大きさを示し、1ギガビットは10億ビットに相当し、ギガの1000倍がテラ、その1000倍がペタ

<sup>9</sup> 高度道路交通システム（最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムの総称、Intelligent Transport Systemsの略）

する。

- ・競争環境の整備と需要の拡大により光ファイバー専用線料金の大幅引下げを図ることとし、特に学校でのインターネット利用の拡大を図るため、学校向けインターネット利用料金の低廉化を促進する。

#### (4) IT利用の利便性と楽しみを増進させる施策

##### ①最高水準の電子政府の早期達成

- ・インターネット等を利用してペーパーレスで手続を完了できる申請・届出等の行政手続のオンライン化の実現について、平成15年度までの完全実施及びその実施の前倒しを目指す。
- ・上記目標を達成する上での、データ量に係る課題、国、地方公共団体の証明書を利用する手続に係る課題、インターネット等を利用した手数料等の納付に係る課題等について、その解決に向け、遅くとも今年度内には、具体的なスケジュールと方策を策定する。
- ・平成13年春から夏にかけて、各省庁において、現行の個別手続のオンライン化に係るアクション・プランを見直しの上改定し、新たなアクション・プランを策定する。その際、手続そのものの抜本的見直し、事務処理の電子化等も併せ検討・導入する。
- ・地方自治体については、平成15年度までに全ての地方公共団体が総合行政ネットワークに接続し、霞が関WANとも接続することを目指す。また、自治事務等のオンライン化推進に関する政府の取り組み方針を年内に策定する。また、地方公共団体が行う体制整備を支援する。

##### ②電子商取引拡大に向けた環境整備

- ・電子商取引の拡大に向け、民間同士の書面の交付又は書面による手続等を義務付けている法律について、送付される側の同意を条件に電子的手段による送付も認めるための法律案(「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律案」)を今国会に提出する。
- ・電子商取引の特質に応じた新たなルールなど、情報化社会の基本ルールの整備を行うべく、次期通常国会に向けて必要な法律案の策定を進める。
- ・株主総会の招集通知、議決権行使等従来書面で行うものとされてきたものについてインターネットの利用が平成14年の株主総会で実行できるよう所要の商法改正案を国会に提出する。

- ・アジア各国における相互運用性のある PKI<sup>10</sup> (公開鍵基盤) システムを構築すべく、相互認証を可能とするシステムを開発する。

### ③国民生活、産業活動における IT の利便性の享受

- ・行政機関を中心とした IC カード<sup>11</sup> の利用方法等を調査するため、モデル事業を実施する。
- ・各省庁の保有する基盤的地理情報を原則として平成 13 年度までにインターネット上で公開するなど地理情報システム (GIS<sup>12</sup>) の整備・活用を推進する。
- ・インターネットを活用した職業紹介事業の円滑な実施のため、対面行為が必須でないこと等、その取扱いを年内に明確にするとともに、書面交付規制や事業所面積規制については、インターネットを活用する場合に弊害となる点を整理し、本年度中に当該規制の緩和による見直しを行う。
- ・我が国の国際競争力の源泉であるものづくりの基盤を IT を活用して強化するため、技能者の技能等を活用した IT 社会資産の形成 (デジタル・マイスター・プロジェクト等) を推進する。
- ・カルテの電子化等を推進する。

### ④インターネット博覧会の推進

インターネットの国民全般への普及・利用の促進、多様なコンテンツの創造・蓄積等を目的として、本年 12 月 31 日から 1 年間、インターネット博覧会 (通称「インパク」) を開催する。また、インパクの場等を活用し、インターネット社会の実態、展望等に関する調査分析を行う。

## 2. 循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策

### (1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備、法運用の的確化

- ・国・地域・産業界の協力のもと関係省庁が連携して行う広域的な廃棄物処理施設や先進的なリサイクル施設との一体的な整備の促進等円滑な廃棄物処理・リサイ

<sup>10</sup> 公開鍵暗号技術とデジタル署名技術を用いて、通信データの秘匿性、安全性などを実現するシステム (Public Key Infrastructure の略)

<sup>11</sup> プラスチックカードの中 (又は券面) に IC チップを埋め込んだもの。カード内に格納した暗号鍵による認証等に用いる。

<sup>12</sup> 電子化された地図や台帳・統計情報をコンピュータ上で統合的に管理、利用するシステム (Geographic Information System の略)

クルに向けた取組みを進める。

- ・平成14年12月から完全施行されるダイオキシン類濃度基準に適合させるためのごみ焼却施設の新設・改造等施設の整備を図る。また、環境分野においても活用が期待されるPFI<sup>13</sup>の推進を図る。
- ・PCB<sup>14</sup>廃棄物の処理の促進を図る。
- ・本年改正された廃棄物処理法に適合するように、電子マニフェスト制度<sup>15</sup>システムの改善を図り、効果的に運用する。環境犯罪の抑止・撲滅を目指し、警察等の取締体制を強化する。

## (2) 循環型社会構築のための技術開発等

- ・「平成14年度までに、優先的に取り組むべき環境ホルモンのリスク評価を実施する。平成17年度までに、処理困難廃棄物等のリサイクル・リユース技術を開発・導入する」等の環境対応のミレニアム・プロジェクトの実施を加速化するとともに、所要の技術開発等を行う。
- ・循環型経済社会構築等のため、産業経済構造、技術開発等に関する調査研究等を推進するとともに、民間団体が実施するリサイクル活動等を支援する。
- ・ディーゼル車等の自動車排出ガス対策をはじめ、都市交通に係る環境対策を強化する。
- ・間伐の促進等を推進することにより、健全な水循環系の確保等を図る。

## (3) 環境産業の振興と環境対応製品の普及

- ・自動車、パソコン、パチンコ台等について資源の有効な利用の促進に関する法律の対象化を図り、廃棄物の発生抑制、資源の再利用、再使用を促進する。また、使用済み自動車処理に伴うカーエアコン等に係るフロン回収を促進する。
- ・住宅用太陽光発電システムの導入促進を図り太陽光発電市場の自立化を加速させる。
- ・平成13年1月施行が予定されているグリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）の効果的運用を図る。また、環境ラベル等製品の環境

<sup>13</sup> 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的・効果的に社会資本の整備を行おうとする手法（Private Finance Initiativeの略）

<sup>14</sup> ポリ塩化ビフェニール（化学的に安定で絶縁性が良い等の性質を有し、トランス・コンデンサ用絶縁油等として使用された。人への有害性等を有することから、現在では製造・使用等が規制されている。Polychlorinated biphenyl'sの略）

<sup>15</sup> 廃棄物処理の委託の際に使用する紙マニフェストに代えて電子情報を活用する制度

情報の提供を推進する。

#### (4) その他

- ・大気汚染・騒音対策として、沿道環境対策を推進する。
- ・2005年日本国際博覧会（愛知万博）においては、「自然の叡智」にふさわしい万博となるよう、例えば間伐材や回収ペットボトルを利用した建材でパビリオンを建設するなど最新のリサイクル技術を博覧会会場に積極的に取り入れる。
- ・COP6<sup>16</sup>に積極的に対処する。
- ・新日中漁業協定を踏まえ、水産資源の適切な管理と漁業経営の安定を図るため、所要の措置を講じる。

### 3. 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対応のための施策

#### (1) 高齢者が楽しく暮らせる生活空間の創出

##### ①公共空間のバリアフリー化

公共施設、公共交通機関、歩道等におけるバリアフリー化等に積極的に取り組む。駅のバリアフリー化については、平成22年までを目標年次とする計画の達成に向け、整備の加速化を図る。その他の交通分野についても、全体計画の整備目標を策定し、積極的な整備を図る。

##### ②住宅のバリアフリー化

住宅のバリアフリー化に関する目標を本年度末までに設定し、エレベーターの設置を含めその整備促進を図る。また、公共賃貸住宅における社会福祉施設の併設等を促進する。

##### ③その他

高齢者の「生活の楽しみ」や「社会参画」を支える様々な取組みをテーマとする「シニア市場活性化フォーラム（仮称）」等を今年度中に開催し、高齢者が楽しく暮らせる社会に向けた国民各層への意識の浸透を図る。

#### (2) 70歳まで働くことを選べる社会

---

<sup>16</sup> 気候変動に関する国際連合枠組条約第6回締約国会議（The 6th Session of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Changeの略）

- ・中高年齢者の就業機会の拡大を図るため、中高年齢者を一定期間試行的に受け入れられる事業主に対して支援するとともに、高齢者雇用確保の観点から事業主が行う職場のバリアフリー化等を推進する。
- ・年齢に関わりなく働ける社会（エージフリー社会）の実現に向け、国民各層の参加を得て会議を開催し、国民的コンセンサスの形成を図る。
- ・長期休暇制度、フレックスタイム制の普及等による労働時間の短縮を推進するため、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」の改正法案を次期通常国会に提出する。

### （３）高齢者の健康、社会参画のための研究開発等

- ・「平成16年度を目標に、①高齢者の主要な疾患のオーダーメイド<sup>17</sup>医療を実現し、画期的な新薬の開発に着手するとともに、拒絶反応のない自己修復能力を利用した骨、血管等の再生医療を実現する、②疾病予防、健康維持のための植物の高品質化によるアレルゲンフリー<sup>18</sup>等高機能食物及び農薬使用の少ない稲作を実現する」とするミレニアム・ゲノム・プロジェクトの実施を加速化するなど、ヒトゲノム<sup>19</sup>研究、イネゲノム<sup>20</sup>研究等を推進する。
- ・「メディカル・フロンティア戦略」を前倒して実施するなど、疾病関連の先端的研究を実施するための機器整備等を行う。
- ・高齢者等が自由に使いこなせるIT機器、システム、サービスを開発、提供するとともに、IT製品の開発に資する高齢者のIT利用特性データベースの構築を推進する。
- ・高齢者の雇用・就労を可能とする経済社会の実現のため、将来の勤務・作業形態、高齢者対応機器等に関する調査研究を推進する。

### （４）介護サービス基盤の整備

- ・介護保険制度の円滑な実施、定着を図るため、ゴールドプラン21の達成に向け、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム、介護予防拠点等の整備を加速化する。
- ・訪問通所サービスと短期入所サービスの支給限度額の一本化のためのシステム整

<sup>17</sup> 遺伝子レベルでの個人の体質の違いを把握し、個人の特性にあった診断・治療・予防、薬の投与が可能となること。

<sup>18</sup> アレルギー反応を起こす物質の含まれていない状態

<sup>19</sup> 人間の遺伝情報の総体

<sup>20</sup> イネの遺伝情報の総体

備、市町村や医療保険者と社会保険診療報酬支払基金の間における報告・通知業務のインターネット化等を通じ、介護保険関連業務の効率化、ペーパーレス化等を図る。

#### (5) 高齢者が安心できる制度の確立

##### ①社会保障改革

- ・年金、医療、介護、雇用等生涯を通じた社会保障全般について、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」における議論を早期に取りまとめ、国民的議論を喚起するなど、その横断的・総合的な見直しを進める。
- ・確定拠出年金法案の一日も早い成立を期する。また、企業年金制度間の円滑な移行を含む受給権保護のための統一的企業年金制度を実現するため、本年度中に結論を得て次期通常国会に向けてその法制化を図る。

##### ②情報化の推進など医療提供体制の整備

- ・主治医や看護婦等医療従事者間での診療情報の共有化を通じて医療サービスの質の向上を図るため、電子カルテ等の導入を推進する。また、地域医療情報ネットワーク基盤整備等を図り、病診連携、遠隔医療等を推進する。
- ・高齢化に対応した医療提供体制の整備等を図る。

#### 4. 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策

##### (1) 渋滞解消への抜本的取組み

##### ①渋滞ボトルネックの重点的解消

主要都市の交通体系のボトルネック解消のために、事業実施中の箇所のうち、経済新生対策において平成12年度まで事業を完了するとしていた100箇所に加え、約100箇所について平成13年度までに事業を完了し、渋滞の解消・緩和を図る。また、ボトルネックとなっている踏切を解消するため、連続立体交差事業等を推進する。

##### ②三大都市圏の環状道路の重点的整備

三大都市圏における構造的な渋滞解消を図るため、通過交通の都心流入を抑制する効果の高い首都高速道路中央環状線、東海環状自動車道等の環状道路について、一日も早い完成を目指して重点的整備を図る。

### ③ ETC<sup>21</sup>の整備推進

平成14年度までに全国約900料金所で導入することを目標としているETCについてその着実な推進を図り、特に都市高速道路においては、完全ETC化を目指して一層の推進を図る。

## (2) 快適で活力ある街づくりの推進

### ①電線類地中化、街灯の整備

安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等のために、電線類の地中化については、平成15年度までに約3000km整備する目標の達成に向け、平成12年度までに約1300km整備するなど整備の加速化を図る。また、夜間においても安全な歩行空間を確保するため街灯を平成12年度に約5000基整備するなど積極的な整備を図る。

### ②歩いて暮らせる街づくりの推進等

- ・引き続き「歩いて暮らせる街づくり」構想の推進を図る。また、高齢者、障害者等に対応し、暮らしの質を高める豊かな生活空間づくりに資する都市公園の整備等を推進する。
- ・都市の文化創造機能を高めるための文化発信基盤等の整備を行う。

### ③大都市居住者の通勤改善と既成市街地の再構築

都心居住、老朽化マンションの建替え円滑化、市街地の整備改善等を推進するとともに、都市鉄道等都市内公共交通機関の整備を進める。

### ④都市産業の新生等

- ・都市部に若く活力のある企業群育成に資する施設を整備するとともに、中心市街地の活性化を図る。
- ・我が国の国際・国内ネットワーク形成の拠点となる、大都市圏における拠点空港、中枢・中核国際港湾等の整備を推進する。

## (3) その他

### ①不動産の証券化の促進

---

<sup>21</sup> ノンストップ自動料金収受システム（有料道路の料金所で一旦停車することなく無線通信を用いて自動的に料金の支払を行うシステム、Electronic Toll Collection Systemの略）

不動産ファンドの組成の円滑化を図るなど不動産投資市場の活性化を推進するとともに、不動産投資顧問業者登録情報のデータベース化等不動産の証券化に資する流通市場の環境整備を検討する。

## ②土地適正利用の推進

都市内の低・未利用地の実態調査等を実施し、都市基盤整備公団等による土地の有効利用に資する事業を推進する。また、都市内の未利用国有地の詳細情報の提供、大深度地下の利用を推進する。

## ③土地収用法の見直し

土地収用手続きの透明化等を図り、円滑かつ迅速な事業の実施に資するため、現行の土地収用制度の問題点を整理し、必要な改正案をできるだけ早期に国会に提出すべく検討する。

# 5. 教育・青少年健全育成対策の推進

## (1) 学校施設の整備等

児童・生徒及び地域住民にとっての「生活の場」でもある学校や大学等において、教育や研究に係る施設、設備の整備等を図る。

## (2) 育英奨学事業の充実

保護者の失職や倒産、また、突然の災害等により、家計が急変し、学業の継続が困難となった学生・生徒が経済的に自立して学べるようにするなどのため、育英奨学事業の充実を図る。

## (3) 保育施設の整備

仕事と子育ての両立を図るために、新エンゼルプランの達成に向け、子育てのための拠点整備をさらに促進し、以下の施策を行う。

### ①多機能保育所の整備

地域における子育て支援のための一時保育、育児相談等の多様なサービスを提供できる多機能保育所について平成12年度に90箇所程度の追加を図り、整備の加速化を図る。

### ②ファミリー・サポート・センター

地域において育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを平

成12年度までに82箇所設置することをはじめとし、整備の加速化を図る。

#### (4) 薬物乱用防止対策

青少年の薬物乱用防止のため、キャラバンカー等により、学校、家庭等における効果的な啓発活動を実施する。

#### (5) 青少年育成・更生対策

- ・児童虐待への対応の充実を図るため、児童養護施設の改善等を図る。
- ・情報通信機器を使用した教育、情報処理科職業訓練の充実など効果的で社会の要請に即した矯正処遇及び更生保護等の体制を確立するとともに、矯正施設等の整備を図る。

### 6. 生活基盤の充実・防災のための施策

#### (1) 生活基盤の充実

- ・生活基盤の充実を図るため、食生活向上に向けた条件整備を図るとともに、特に污水处理施設の整備が必要な地域における下水道、集落排水等の効率的整備等の措置を講じる。
- ・地域間の交流・連携を支援する観点から整備が緊急の課題となっている箇所の地域高規格道路等の交通網の整備を図る。
- ・障害者プラン関連施設の整備等を図る。

#### (2) 防災、災害復旧のための施策

- ・平成15年度を目標年次とする浸水常襲地区(約350河川)の水害対策、平成14年度を目標年次とする土砂災害の発生した危険箇所(約3000箇所)の解消対策や道路の防災対策(約56700箇所)の目標の達成に向け、整備を加速化するとともに、都市部における緊急的浸水対策を重点実施するなど、防災対策の推進を図る。
- ・最近の有珠山の火山活動、三宅島の火山活動及び新島・神津島近海等の地震活動、東海地方豪雨、鳥取県西部地震等の頻発する災害に対し、災害復旧事業等の緊急対策をできる限り早期に実施する。

#### (3) 住宅金融対策

住宅投資の促進を図るため、住宅金融公庫の融資枠を5万戸追加し、60万戸とするとともに、二世帯住宅に対する融資の充実等を行う。

また、官民の適切な役割分担のもと、民間住宅ローンの一層の促進を図るための住宅融資保険制度の拡充、一次取得者等を中心に必要な公庫融資額を確保するための特別割増融資制度の延長等を行うこととし、住宅金融公庫法等の改正法案を次期通常国会に提出する。

## II. 産業新生のための事業環境整備

### 1. ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備

#### (1) 企業法制の見直し

- ・株主総会運営等における IT の活用のための措置（前掲）及びストックオプション制度の機動的効果的な活用のための付与対象者の制限や付与上限規制の見直しについて、平成 14 年の株主総会で実行できるよう商法の改正案を国会に提出する。
- ・株主総会と取締役会の権限配分の見直し、純資産額規制及び出資単位規制の見直し等を含む商法の抜本的改正について、平成 14 年の通常国会までに遅滞なく法改正を図るべく総合的な検討を進める。

#### (2) 構造変化に対応した雇用システムの整備

- ・効率的・効果的な労働需給調整システムを確立するため、インターネットを活用した職業紹介の推進（前掲）を図るほか、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークについて平成 13 年度から運用を開始する。
- ・良好な雇用機会の創出と円滑な労働移動の促進による雇用の安定を確保する等の観点から、国と地方との連携強化を図りつつ、雇用対策法等の雇用関連法律の改正案を次期通常国会に提出するとともに、雇用保険 3 事業の各種給付金による助成内容の重点化・体系化の見直しを行う。
- ・個人主導の能力開発への支援の強化など労働者のキャリア形成の促進に向けた具体的措置について早急に検討を行い、来年度から実施する等ニーズに応じた人材育成・能力開発の推進を図る。
- ・求人の増加傾向の下での求職とのミスマッチの解消を促進するため、中高年失業者等に対する求人未充足分野に係る高度な専門知識、技能の訓練機会の確保、中高年ホワイトカラーの非自発的失業者の再就職支援、高校新卒者や障害者に対する就職支援、公共職業安定所の求人情報閲覧体制の整備等の施策を推進する。
- ・労働者派遣については、今年度からその実態調査に着手し、派遣期間や派遣対象の在り方も含めた今後の検討の方向について、改正派遣法に基づく所要の検討を行う。

## 2. 創造的技術革新のための基盤整備

### (1) 大学の国際競争力の強化と競争的研究資金の拡充等

- ・経済社会の急速な変化に対応し、国立大学の講座等の組織編成が柔軟にできるようにするための法案を次期通常国会に提出すべく検討する。
- ・国際的水準の高度な教育研究を推進する大学院の整備、大学の責任ある組織運営体制の確立等を図る。
- ・科学技術の振興を図るとともに、研究開発システムに競争原理を導入し、研究活動を活性化するため、公正かつ的確な評価に基づく競争的研究資金の拡充、研究施設、知的基盤の整備等を図る。

### (2) 産学官の連携を促進する人材の流動化の推進

- ・国立試験研究機関における任期付任用制度について、更に弾力的な運用が可能となるよう、「若手育成型」の任期等に関して早急に検討を進める。
- ・産学官の間での研究者の流動性を高めるため、次期科学技術基本計画の検討を踏まえ、公的研究機関がそれぞれ研究人材流動化促進計画を策定するなどを検討し具体化を図る。

## 3. 中小企業対策

### (1) 金融対策

中小企業等を巡る金融情勢は、一昨年よりも好転しているもののなお厳しい状況から脱却していない中で、来年3月に期限が到来する中小企業金融安定化特別保証制度の円滑な終了に向けて、年度内の保証需要に関し十分な保証枠を確保することにより万全の対応を行うとともに、一般信用保証制度の拡充や大型倒産、災害等のためのセーフティネットに係る対策の充実等を図る。

#### ①一般信用保証制度の拡充

一般信用保証制度の無担保保証の限度額を現行の5000万円から8000万円に引き上げる。

#### ②セーフティネットに係る対策の充実等

取引先企業の倒産や取引先金融機関の破綻、さらには災害等に起因して経営の安定に支障を生じる中小企業者に対する特例保証について、対象範囲を拡大する。また、政府系中小企業金融機関においても同様の貸付制度を整備し、担保徴求等につき従来以上に制度・運用を充実するほか、経営革新を支援する。さらに、政府系金融機関等については、中小企業者、農林漁業者等に対する金利減免措置の

延長等を行う。

## (2) 中小企業の IT 革命への対応支援

平成 15 年度を目途に電子政府の構築が進められており、中小企業についても、オープンネットワークを通じた商取引に対応できることが必要不可欠になってきている。このため、平成 15 年度末において、中小企業の概ね半数程度がインターネットを活用した電子商取引等を活用することを目標として、以下の措置を講じる。

- ・ IT に関する的確な知識や、中小企業における IT 活用事例やノウハウなどを、セミナー・研修等を通じて提供するための支援を行う。(1. 1. (3) 再掲)
- ・ 技能の客観化・マニュアル化などを通じたものづくりと IT の融合、商取引や物流分野の EDI システム<sup>22</sup>など、中小企業者向けの標準的ソフトウェア等の開発と提供及び IT を活用した商業等の活性化を推進する。
- ・ 各中小企業の経営に適した IT 導入を円滑に進めるため、経営者の立場に立って、資金、情報等の経営資源の確保を支援する。

## 4. 金融システムの安定化・金融市場の活性化

### (1) 検査・監督体制の強化

インターネットを活用した金融業の進展等を受け、金融機関に対する専門性の高い検査・監督・モニタリングを一層充実するとともに、市場ルールの遵守及びコンプライアンス<sup>23</sup>の徹底を図り、民間ノウハウを積極的に活用しつつ、検査・監督・監視体制を強化し、預金者及び市場等から信頼される揺るぎない金融システムの再構築を図る。

### (2) 金融システムの安定化

自己資本の不足する金融機関については、早期是正措置等を的確に講じ、各金融機関の自助努力を促す。また、公的資本増強については、その申請期限が平成 13 年 3 月末（協同組織金融機関については平成 14 年 3 月末）までであることを念頭に置いて、金融機関の健全性の確保を図るため引き続き的確に対応する。金融システムの安定化に万全を期するため、新たに設置される危機対応勘定を含め、十分な公的資金枠を確保する。

<sup>22</sup> 主に企業間の商取引や決済処理などの情報を、ネットワークを介して交換するためのシステム (Electronic Data Interchange の略)

<sup>23</sup> 各種法令等（公益を害する行為の禁止を含む。）の遵守

### (3) CPのペーパーレス化等

- ・CPのペーパーレス化のための法案を次期通常国会に提出する。株式、社債等各有価証券について決済の迅速化の早期実現を図るとともに、統一的なシステムでの決済を可能とするための法的整備を行う。
- ・国際的な会計基準等の動向等を踏まえた会計基準の着実な整備を図る。
- ・銀行の健全性を確保しつつ、我が国金融の活性化や利用者利便の向上を図る観点から、異業種参入に伴う銀行法等の整備や他業禁止の緩和等について検討を進め、所要の制度改正を行う。

## 5. 債権流動化の促進等

今年度内を目途に債権譲渡登記のオンライン申請を可能とするとともに、債権譲渡登記に関する情報をインターネット経由で迅速に入手できるようにするための取組を早急に進める。また、中小企業の売掛債権の流動化を促進するための具体策について検討する。過剰債務を抱える企業の債務削減等による早期再建や迅速な清算が可能となるよう環境の更なる整備を図る。そのため、本年4月より民事再生法が施行されたが、今後、倒産法制の更なる改善に向けた検討に早急に着手する。サービサー<sup>24</sup>による債権回収を進め、また、債権等の流動化を促進するなどの観点から、サービサー法における取扱い対象債権の範囲の見直しを行う。

これらの諸施策に加え、産業新生会議の議論を踏まえ、企業活動を支える制度を時代に即して迅速に見直し、年内に経済構造改革のための行動計画を策定する。

---

<sup>24</sup> 「債権管理回収業に関する特別措置法」(サービサー法)により法務大臣の許可を得た債権回収会社

### Ⅲ. その他

#### 1. 税制

税制については、平成13年度改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、企業の組織再編成に係わる税制、国民生活に資する税制等、真に有効かつ適切な措置について、検討を行い、結論を得る。

また、株式譲渡益課税について、これまでの経緯を踏まえ、株式市場の役割や株式市場への影響、一般投資家の参加、公平な課税等の見地から、検討し、年度改正の中で早急に結論を得る。

#### 2. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

日本銀行に対して、経済の自律的回復を確実なものとするため、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うなど、引き続き適切かつ機動的に金融政策を運営するよう要請する。

(別紙)

	事業規模	国費
社会資本整備	4.7兆円程度	2.5兆円程度
(1) IT	0.8兆円程度	
(2) 環境	0.6兆円程度	
(3) 高齢化	0.5兆円程度	
(4) 都市基盤整備	0.9兆円程度	
(5) 教育・青少年・科学技術等	0.2兆円程度	
(6) 生活基盤充実	0.6兆円程度	
(7) 防災	0.5兆円程度	
(8) 公共事業の契約前倒し	0.6兆円程度	
IT 関連特別対策 (IT 技能基礎講習等)	0.2兆円程度	0.1兆円程度
災害対策	0.5兆円程度	0.4兆円程度
中小企業等金融対策	4.5兆円程度	0.8兆円程度
住宅金融・雇用対策等	1.1兆円程度	0.1兆円程度
計	11兆円程度	3.9兆円程度